

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」について

社員がその能力を発揮し、仕事と子育ての調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

記

1. 期間

2022年（令和4年）4月1日～2026年（令和8年）3月31日（4年間）

2. 内容

【目標】

1. 女性従業員の育児休職取得率 100%を継続する
2. 改正育児休業法に規定する男性従業員の育児休業等と育児取得目的休暇の取得割合を期間内に 65%とする

【対策】

1. 2022年10月1日までに、法・社内規程改正（パパ育休、分割取得）に準拠した育児制度等解説冊子「(改訂版) すまいるライフハンドブック」を発行し、社内ポータルサイト等を通じて全従業員へ周知を行う
2. 男性従業員育休取得者の取得体験談を社内ポータル、社内報等にて紹介し、男性従業員の育児参加意識を高める